

## まちづくりアイデア

テーマ:助かる命を助けよう！

～交通量が多い街中での救急車・消防車・パトカー(緊急自動車)の渋滞対策～

車の運転者は、緊急自動車のサイレン音に気づいたら  
道路交通法第 40 条(緊急自動車の優先)を要約すると次のような規定に従うことになってお  
ります。

- 交差点付近では————— 交差点を避けて、道路の左側に停車。一方通行で左側に停車  
すると緊急車両の妨げになる場合は右側に停車。
- それ以外の場所では————— 道路の左側に寄って進路を譲る。(停止しなくてもよい)

しかし、このように規定されてはおりますが、  
交通量の多い街中では、このようにいかない場合が多々ございます。

渋滞中、路線バスも普通車両も、道路の構造上、車を端によせることは困難であり、信号が  
変わるなど渋滞の解消がされるまでは、緊急車両は、完全に身動きが取れない状況となり  
それが原因で、諸対応に遅れが生じてしまっているのが現状です。

私は街中でのこのような事態に何度も遭遇し、その度に歯がゆく感じてまいりました。  
現場で対応いただいている救急隊員、警察官の方々は勿論のこと、私と同じように歯がゆい  
思いをされている市民の方々が多数いらっしゃるものと存じます。

私が日々強く問題視している点は  
大分し以下の 3 点

渋滞により

- ①助かる命が助からない
  - ②対処の遅れによる被害の拡大
  - ③守れない被害者
- です。

これらの 3 点が  
他県と比べ人口が増え続け益々発展を遂げる福岡市の今後のまちづくりにおいて、非常に  
重要な課題であると私は考えます。

そこで私は、これらの問題を解消するために

対策を提案したいと思いますが、  
既に実施されている対策を先述いたします。

## 既存の対策

### 緊急交通路

緊急交通路は、災害対策基本法第76条第1項に基づき、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のために、一般車両の通行の禁止・制限を交通管理者（公安委員会）が路線と区間を指定して実施するものです。

この緊急交通路が設けられた目的は、大規模災害等が発生した場合の交通規制であります。

概要は以下の通りです。

災害対策基本法等に基づき、人命救助や物資輸送等の災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、道路の区域・区間を指定（以下「緊急交通路」といいます。）し、緊急通行車両等や規制除外車両以外の車両に対して通行を禁止又は制限する。

このように、大規模な災害については既に対策が取られ実施されております。

しかし、小規模な災害や、単独の救助ではどうでしょうか。  
この対策を適用することは出来ません。

そこで私は、  
福岡市に住む市民ひとりひとりの平等な命を守るために以下の事を提案いたします。

○一般道において緊急車両専用道路を敷設  
既存の高速道路に設けられた救急車緊急退出路のように、都市部の一般道にも緊急車両専用道路を敷設

建物が密集している都市部において、新たに道路を拡張することは至難ですので、その点を考慮し既存の一般道路の上に緊急車両専用道路を敷設することを提案いたします。

福岡市の中心部に、緊急車両のみ通行できる道路をつくり、助かる命が助かるまちづくりをしていくことを提案いたします。